都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の 一部を改正する条例(案)について

上記協議案を提出する。

令和2年1月28日

都区協議会会長 小 池 百 合 子

(説 明)

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について協議する必要があるので、この案を提出する。

都 及 び 特 別 区 並 び に 特 別 区 相 互. 間 \mathcal{O} 財 政 調 整 に 関 す る 条 例 \mathcal{O} 部 を

改正する条例(案)について

改正の目的

都 及 び 特 別 X 並 び に 特 別 区 相 互 間 \mathcal{O} 財 源 \mathcal{O} 均 衡 化 を 図 り、 並 び 12 特 別 区 0) 行 政 0)

自

主 的 カゝ 0 計 画 的 な 運 営 を 確 保 す る た め 特 別 区 財 政 調 整 交 付 金 \mathcal{O} 算 定 基 準 を 改 め る。

改正の内容

<u>-</u>

交 付 金 \mathcal{O} 総 額 に 0 7 て 配 分 割 合 第 三 条 を 変 更 す る と と ŧ に、 単 位 費 用 第 +

別表関係)を改める。

施行期日

三

 $\sum_{}$ 0) 条 例 は 令 和 <u>-</u> 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す る。

条

都 及 び 特別区 並 び に 特 別 区 相 互 間 の 財 政調整に 関 する条例 の 部 を改正す

る条例

右 の

議案を提出する。

日

月

令

和二年

提出者

東京都知事

小池

池百

白合子

-7-

都 及 び 特 別 区 並 び に 特 别 区 相 互 間 の 財 政 調 整 に 関 す る 条 例 0 部 を 改 E す

る 条 例

第 都 五. 及 び 特 別 区 並 び に 特 の 別 区 相 互 間 \mathcal{O} 財 政 調 整 に 関 す る 条 例 昭 和 匹 + Ξ 年 東 京

都 条 例

+号 \mathcal{O} 部 を 次 ょ う に 改 正 す る

第 \equiv 条 中 __ 百 分 \mathcal{O} 五. + 五 _ を 千 分 \mathcal{O} 五 百 五 十

に

改

め

る。

表 を 次 0 ょ う に 改 め る 0

別

経 常 的 経 費

別

表

·___ 第

+

条

関

係

1 社会福祉費	二 民生費	1 議会総務費	一議会総務費	経費の種類
	š			類
人口		人口		測定
	n e Se e			単
				位
一人につき		一人につき		単
				位
				費
四、一四九円		六、〇〇五円		用

-8-

五 経済労働費	4 処理処分費 -	3 収集車両費	2 収集作業費	1 清掃総務費	四清掃費	1 衛生費	三衛生費	制度事業助成費	6 後期高齢者医療	業助成費	5 国民健康保険事			4 児童福祉費	3 生活保護費	2 老人福祉費
	人口	人口	人口	人口		人口			被保険者数		被保険者数	私立保育所入所児童数	区立保育所入所児童数	十八歳未満人口	被保護者数	六十五歳以上人口
	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき		一人につき			一人につき		一人につき	一人につき	八につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一人につき	一人につき	一人につき
	二、五八七円	一、四六三円	五、二五一円	四五三円		九、五六三円			七五、〇八二円		一二、四七一円	七〇一、二〇一円	五一一、五四八円	一四六、五一三円	一八二、一〇六円	七二、三〇六円

	· .															
		3			2			1	七	4	3	2	1	六	2	1
		J			_		# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	1	教	4	J		1	土	_	1
		そ			中			小	育	公	道	都	建	木	産	生
		\mathcal{O}			学			学	費	園	路	市	築	費	業	活
		他			校			校		費	橋	整	公		経	経
		(T)			費			費			り	備	害		済	済
		教									よ	費	費		費	費
		育費									う典					
		貝									費					
人	幼	児	学	学	生	学	学	児		公	道	人	人		事	人
П	稚	童	校	級	徒	校	級	童		園	路	П	П		業	П
	園	生	数	数	数	数	数	数		面	面				所	
	数	徒								積	積				数	
		数														
															t. (.	
	V															
	• : .			<u> </u>			•									
人	箇	人	校	一学	人	一校	学		•	平平	平				笛	
人に	所	たに	にに	級	たに	に	子 級	人に		方	方	人に	人に		所	人に
	に	つ つ	つ	に	つ つ	7	に	う つ		メ	メ	う つ	7		に	
き	つ	き	き	つ	き	き	つ	き		ĺ	16		き		() つ	き
	+	-		*	-	_	*			i L	L				+	_

, ,					-		-								
人	筃	人	校	学	人	校	学	人		平	平	人	人	籄	人
に	所	に	に	級	に	に	級	に		方	方	に	に	所	に
ر ا	に	2	つ	12		2	に	つ		メ	メ		つ	12	2
き	2	き	き	7	き	き	つ	き			16	き	き	2	き
	き			き			き			- F	ト			き	
										ル	ル				
	匹		\bigcirc							に	に		*		
. *	九									2	う つ				
			. `						1.72	き	き				
	七		=	六		五									
	五.	_	九		<u> </u>	七	八、	_						五	
六	=	六。	六	九	八	六	=	六					_	八	
	. `	`	``	` `		``	•			`		N .		•	
四	_	五		`·	九	九	八			六			六	六	四
七	五	六	· 	_	\bigcirc	九					$ \sqrt{2} \equiv 1 $	\bigcirc		-	五
兀	八	兀	六	=	九	八	六	匹			六	兀	六	七	_
円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円

	=		• <u>• • • • • • • • • • • • • • • • • • </u>		Λ.
1 収集作業費	1 衛 衛 生	3 2 1 社会福祉費	三 議 会 費	一 投資的経費	2 1 公債費 公債費
人口	人口	十五歳以上人口	人口 測定 単 位	. 人口	年度支払額元利償還金
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき位	一人につき	一円につき
三五三円	六一七円	二六、六九二円七、八一二円	費一、七〇一円	一三、四二四円	一 円 円

附

則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

五 五 五			-
	一人につき	人口	
一二三、一七〇円	一人につき	園 児 数	
三、八九五円	一人につき	児童生徒数	3 その他の教育費
一〇三、八八八、〇七八円	一校につき	学校数	2 中学校費
九六、三二五、七〇六円	一校につき	学校数	1 小学校費
			七教育費
一、七二一円	一人につき	人口	4 公園費
- ルにつき ニーニ円	一平方メート	道路面積	3 道路橋りよう費
	一人につき	人口	2 都市整備費
一、〇〇二円	一人につき	人口	1 建築公害費
			六土木費
二七八円	一人につき	人口	1 生活経済費
			五経済労働費
二、〇五一円	一人につき	人口	2 処理処分費

ک \mathcal{O} 条 例 に ょ る 改 正 後 0 都 及 び 特 別 区 並 び に 特 別 区 相 互 間 0 財 政 調 整 に 関 す る 条

例

第 \equiv 条 第 項 各 号 中 当 該 年 度 の 前 年 度 以 前 \mathcal{O} 年 度 が 平 成 \equiv +年 度 又 は 令 和 元 年 度 、で

あ る 場 合 に は 交 付 金 総 額 **L**___ لح あ る \mathcal{O} は ___ 調 整 税 0 収 入 額 に 百 分 O五 +五 を 乗 U 7 得

た 額 と 交 付 金 見 込 額 لح あ る *O* は _ 調 整 税 \mathcal{O} 収 入 見 込 額 12 百 分 の 五 + 五 を 乗 じ

7

得た額」と読み替えるものとする。

(提案理由)

都 及 び 特 別 区 並 び 12 特 別 区 相 互 間 0 財 源 0 均 衡 化 を 义 り 並 び に 特 別 区 の 行 政 \mathcal{O} 自 主

的 か つ 計 画 的 な 運 営 を 確 保 す る た め 特 別 区 財 政 調 整 交 付 金 \mathcal{O} 算 定 基 準 を 改 め る 必 要 が

あ

る

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例 (昭和四十三年東京都条例第十五号) 新旧対照表 抄

2 第一条及び第三 (交付金の総額 得た額(以下この項において「交付金見込額」という。) に第一号の額を加算 見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に千分の五百五十一を乗じて 象額」という。)との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額(次項におい 従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額(以下「法人事業税交付対 乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基 率を乗じて得た額を控除した額)に同令第三十五条の四の五の規定による率を 保有税(以下「調整税」という。)の収入額と法人の行う事業に対する事業税 て「交付金総額」という。)とする。 幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の 五年政令第二百四十五号)第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過 に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令(昭和二十 の収入額(標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業 係る部分に限る。)の規定により都が課する固定資産税、 |項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項(第| 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入 又は当該年度における交付金見込額から第二号の額を減額した額とする。 交付金の総額は、 (現行のとおり) (現行のとおり) 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第 改 正 案 都民税及び特別土地 二号に 2 第三条 第一条及び第二条 (交付金の総額) 額(以下この項において「交付金見込額」という。) に第 見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た 象額」という。)との合算額に百分の五十五を乗じて得た額(次項において 保有税(以下「調整税」という。)の収入額と法人の行う事業に対する事業税 又は当該年度における交付金見込額から第二号の額を減額した額とする。 従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額(以下「法人事業税交付対 幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の 乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基 率を乗じて得た額を控除した額)に同令第三十五条の四の五の規定による率を 五年政令第二百四十五号)第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過 に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令(昭和二十 の収入額(標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業 係る部分に限る。)の規定により都が課する固定資産税、 一及び二 |項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項(第| 「交付金総額」という。)とする。 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入 交付金の総額は、 略 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第 現 行 平成二十九年一定改正溶込み後 令和二年四月 都民税及び特別土地 一日時点 一号の額を加算し、 一号に

別表

(第十条関係)

経常的経費

経

費の

種類

測

定

単位

単

位

費

用

経

費の種類

測

定

単位

単

位

費

用

別表

(第十条関係)

経常的経費

第四条から第十八条まで

(略)

第四条から第十八条まで

(現行のとおり)

4 公園費	3 道路橋りよう費	2 都市整備費	1 建築公害費	六 土木費	2 産業経済費	1 生活経済費	五 経済労働費	4 処理処分費	3 収集車両費	2 収集作業費	1 清掃総務費	四清掃費	1 衛生費	三衛生費	制度事業助成費	6 後期高齢者医療	業助成費	5 国民健康保険事						4 児童福祉費	3 生活保護費		2 老人福祉費	1 社会福祉費	二民生費	1 議会総務費	一議会総務費
公園面積	道路面積	人口	人口		事業所数	人口		人口	人口	人口	人口		人口			被保険者数		被保険者数	入所児童数	私立保育所	入所児童数	区立保育所	人口	十八歳未満	被保護者数	上人口	六十五歳以	人口		人口	
一平方メートルに	一平方メートルに	一人につき	一人につき		一箇所につき	一人につき		一人につき	一人につき	一人につき	一人につき		一人につき			一人につき		一人につき		一人につき		一人につき		一人につき	一人につき		一人につき	一人につき		一人につき	
トルにつき 一、六一〇円	トルにつき 一三六円	一、一〇四円	二、六一六円		五八、六一七円	四五一円		二、五八七円	一、四六三円	五、二五一円	四五三円		九、五六三円			七五、〇八二円		一二、四七一円		七〇一、二〇一円		一、五一一、五四八円		一四六、五一三円	一八二、一〇六円		七二、三〇六円	一四、一四九円		二六、〇〇五円	
4 公園費	3 道路橋りよう費	2 都市整備費	1 建築公害費	六 土木費	2 産業経済費	1 生活経済費	五 経済労働費	4 処理処分費	3 収集車両費	2 収集作業費	1 清掃総務費	四清掃費	1 衛生費	三衛生費	制度事業助成費	6 後期高齢者医療	業助成費	5 国民健康保険事						4 児童福祉費	3 生活保護費		2 老人福祉費	1 社会福祉費	二民生費	1 議会総務費	議会総務費
	道路橋りよう費									収集作業費					制度事業助成費		業助成費	国民健康保険事	入所児童数	私立保育所	入所児童数	区立保育所	人口						二 民生費		一議会総務費
公園費	道路橋りよう費 道路面積 一	都市整備費	建築公害費		産業経済費	生活経済費		処理処分費	収集車両費	収集作業費	清掃総務費		衛生費		制度事業助成費	後期高齢者医療	業助成費	国民健康保険事	入所児童数	私立保育所 一人につき	入所児童数	区立保育所 一人につき	人口	児童福祉費	生活保護費	上人口	老人福祉費	社会福祉費	二 民生費	議会総務費	一議会総務費

五経済労働費	2	1 収集作業費	四清掃費	1 衛生費	三衛生費		3 児童福祉費		2 老人福祉費	1 社会福祉費	二民生費	1 議会総務費	一議会総務費	経費の種類	二 投資的経費	3 その他行政費	2 財産費	1 公債費	八 その他諸費			3 その他の教育費			2 中学校費			1 小学校費	七 教育費
	人口	人口		人口		人口	十五歳未満	上人口	六十五歳以	人口		人口		測定単位		人口	年度支払額	元利償還金		人口	幼稚園数	児童生徒数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児童数	
	一人につき	一人につき		一人につき			一人につき		一人につき	一人につき		一人につき		単位		一人につき	一円につき	一円につき		一人につき	一箇所につき 四九、	一人につき	一校につき一〇二、	一学級につき	一人につき	一校につき 一〇〇	一学級につき	一人につき	
	二、〇五一円	三五三円		六一七円			二六、六九二円		七、八一二円	一、一五〇円		一、七〇一円		費用用		一三、四二四円	一円	<u>一</u> 円		六、四七四円	七五二、一五八円	二六、五六四円	三九六、一二六円	六〇九、一二三円	二八、九〇九円	五七六、九九八円	〇八三、八二六円	二六、〇〇四円	
五 経済労働費	2 処理処分費	1 収集作業費	四清掃費	1 衛生費	三衛生費		3 児童福祉費		2 老人福祉費	1 社会福祉費	二民生費	1 議会総務費	一議会総務費	経費の種類	二投資的経費	3 その他行政費	2 財産費	1 公債費	八 その他諸費			3 その他の教育費			2 中学校費			1 小学校費	一 七 教育費
		収集作業費				人口		上人口			二民生費		議会総務費	費の種	二 投資的経費		財産費			人口	幼稚園数	その他の	学校数	学級数		学校数	学級数		
	処理処分費	収集作業費		衛生費		人口	児童福祉費	上人口	老人福祉費	社会福祉費	二 民生費	議会総務費	一議会総務費	費の種類測定単	二 投資的経費	その他行政費	財産費	公債費		人口 一人につき	幼稚園数 一箇所につき	その他の教育費 児童生徒数 一		学級数 一学級につき	中学校費	学校数 一校につき	学級数 一学級につき	小学校費	

										-	
		3 その他の教育費	2 中学校費	1 小学校費	七 教育費	4 公園費	3 道路橋りよう費	2 都市整備費	1 建築公害費	六 土木費	1 生活経済費
人口	園児数	児童生徒数	学校数	学校数		人口	道路面積	人口	人口		人口
一人につき二、五	一人につき 11111、	一人につき三、八	一校につき 一〇三、八八八、〇七八円	一校につき、九六、三二五、七〇六円		一人につき 一、七	一平方メートルにつき		一人につき 一、〇		一人につき 二
一、五一五円	七〇円	一、八九五円	七八円	り六円		三 円	二円円	三三円	001円		七八円
 					<u> </u>			•			
		3 その他の教育費	2 中学校費	1 小学校費	七 教育費	4 公園費	3 道路橋りよう費	2 都市整備費	1 建築公害費	六 土木費	1 生活経済費
人口	園児数						道路橋り	都市整備			生活経済費 人口
人口 一人につき	園児数 一人につき	その他の教育費	中学校費	小学校費		公園費	道路橋りよう費	都市整備費			生活経済費